

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年10月29日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 環境課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成30年9月13日から平成30年9月28日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 避難所用災害備蓄品の発注時期が遅いため、計画的に早期に購入するとともに、備蓄数量の確保に努めること。</p> <p>2. 備品管理台帳に標示番号の記載が全くないため、現物と照合・確認できるよう番号を記載し、適正な備品管理に努めること。</p>	<p>1. 10月に備蓄計画に従い備蓄品（折りたたみ式簡易便座、簡易トイレ用処理パック、非常食）を購入し、備品倉庫に配備を完了した。次年度から年度当初での購入を実施する。</p> <p>2. 現物と照合・確認できるよう台帳に標示番号を追加記載した。</p>